

地方税法の一部改正等に伴う市税条例の改正の概要
(令和6年5月10日条例第1号)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和6年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、必要な措置を講じました。
- (2) 現下の物価上昇に伴う鉱泉浴場の利用料金の状況を踏まえ、宿泊を伴わないで入湯する者の入湯税が課税免除となる料金の水準（免税点）を1,000円以下から1,500円以下へ引き上げました。

改正の概要は以下のとおりです。

2 条例改正の概要

(1) 個人の市民税（特別税額控除（定額減税）の実施）

令和6年度限りの措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき、令和6年度分の個人住民税の所得割額から1万円の控除を行う。（本条例附則第5条の5から第5条の9まで新設）

※ 合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者は対象外

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については令和7年度分の所得割額から控除
《徴収方法ごとの実施方法》

給与からの特別徴収	令和6年6月分は徴収せず、減税後の額を令和6年7月分～令和7年5月分の11箇月で徴収する。
普通徴収	第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除する。
年金からの特別徴収	令和6年10月の特別徴収分から控除し、控除しきれない場合は残額を12月分以降で順次控除する。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 土地に係る据置年度における下落修正措置の継続（令和7年度及び令和8年度）

地価が下落した土地について、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合に、修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする特例措置を、令和7年度及び8年度においても継続する。

（本条例附則第8条の2、第11条及び第11条の2関係）

※ 都市計画税においても同様に修正した価格が課税標準となる。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」※）

いわゆる「わがまち特例」について、以下の措置を講じる。（本条例附則第7条関係）

※ わがまち特例

固定資産税等の課税標準の特例措置又は固定資産税等の減額措置のうち、特例割合又は減額割合を国の示す割合を参酌して一定の範囲内において条例で定めることとされているもの（ただし、地方交付税は国の示す参酌割合を基に算定される。）。

(7) 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

特定再生可能エネルギー発電設備のうちバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置について、一般木質・農作物残さ区分に該当する一定のものに係る区分が新たに設けられたことに伴い、以下のとおり本市における割合を定める。

対象資産	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備のうち、1万kW以上2万kW未満の規模のもの（一般木質・農作物残さ区分） ※ 現在、本市において適用対象となる事案はない。
わがまち特例の内容	当該特定バイオマス発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、特例割合を7分の6を参酌して14分の11以上14分の13の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める割合）とする。
本市で定める特例割合	7分の6（参酌割合） ※ 改正前も参酌割合（3分の2）

(4) 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置

都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産等に対して課する固定資産税等の課税標準の特例措置について、新たに「わがまち特例」が導入されたことに伴い、以下のとおり本市における割合を定める。

対象資産	都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に当該一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産 ※ 現在、本市において適用対象となる事案はない。
わがまち特例の内容	当該固定資産に係る工事完了の翌年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に係る特例割合を、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合（改正前は2分の1）とする。
本市で定める特例割合	2分の1（参酌割合）

(3) 入湯税の免税点の見直し

現下の物価上昇に伴う鉱泉浴場の利用料金の状況を踏まえ、宿泊を伴わないで入湯する者の入湯税が課税免除となる料金の水準を、1,000円以下から1,500円以下（いずれも税抜き）へ引き上げる。（本条例第177条関係）

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記2(1)、(2)及び(4)の改正

公布の日等

(2) 上記2(3)の改正

令和7年1月1日

(参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

（入湯税の課税免除）

第177条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

（中略）

(3) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者

（以下略）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第7条 法附則第15条又は第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第42条から第44条まで又は第216条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条又は第15条の3に規定するところによる。この場合において、次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号及び第25項第3号 2分の1

（以下略）

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第8条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地で、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第11条 （前略）

4 令和4年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第4項に定めるところによる。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第5項に定める

ところによる。

6 令和5年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第6項に定めるところによる。

7 令和5年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2第7項に定めるところによる。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 (前略)

4 令和4年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地(次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 令和5年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第6項に定めるところによる。

7 令和5年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第7項に定めるところによる。

都市再生特別措置法(抄)

(都市再生整備計画)

第46条(前略)

3 次の各号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該各号に定める事項を記載することができる。

(中略)

二 前項第5号に掲げる事項を記載する場合における同項第2号から第4号までに掲げる事項
滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第25項及び第74条第1項において同じ。)(第28項第1号において「土地所有者等」という。)が実施する事業等であつて、次に掲げるもの(以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。)並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業(以下この条において「市町村実施事業」という。)の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。))

であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備又は管理に関する事業(当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。)のうち国土交通省令で定めるもの

ロ イの事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業
(以下略)